
平成 28 年度第 2 回東京都北区子ども・子育て会議（第 15 回会議）議事要旨

[日 時]

平成28年8月29日（月）18：30～20：30

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

[出席者]

岩崎委員、神長委員、我妻委員、佐田委員、鹿田委員、菅野委員、石山委員、小針委員、坂内委員、平山委員、橋本委員、大塚委員、誉田委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

2 議事

- (1) 私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充策について【報告】
- (2) (仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための実態把握調査の実施状況について【報告】
- (3) 北区子ども・子育て支援計画2015計画事業の平成27年度進捗状況について

3 閉会

【配布資料】※資料はすべて事前送付済み

資料 1	平成 28 年度北区子ども・子育て会議委員名簿
資料 2	私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充策について【報告】
資料 3	(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための実態把握調査の実施状況について【報告】
資料 4-1	北区子ども・子育て支援計画2015計画事業の平成27年度進捗状況【報告】【要約版】
資料 4-2	北区子ども・子育て支援計画2015計画事業の平成27年度進捗状況【報告】【全事業】
資料 4-3	子ども・子育て支援事業計画 平成27年度進捗状況報告

【会長】

それでは定刻になりましたので、第15回の北区子ども・子育て会議を開会いたします。最初に、事務局から本日の委員の出欠席について、報告をいただきます。

【事務局】

では事務局より、本日の委員の出欠についてです。

まず、委員の交代がありましたので、そちらから紹介させていただきます。北区立小学校PTA連合会 中田委員様から、今回から菅野委員様に交代しております。

【事務局】

続きまして、本日は、事前に5名の委員よりご欠席の旨の連絡をいただいております。出席につきまして、定足数は満たしてございます。

【会長】

それでは最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

本日、事前に送付させていただきました資料についての確認でございます。

資料1と型番が振ってありますが、こちらが運営に関する資料でございます。本日、委員の方の名簿をつけさせていただいております。

次に、資料2でございますが、右上に型番がついております。私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充策ということで、一枚もの、裏表のA4の資料でございます。

そして、資料3ということで、北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための実態把握調査の実施状況ということで、右上に資料3となっております。

資料4でございますが、子ども・子育て支援計画等の進捗状況の報告ということで、資料4-1、4-2、4-3ということで、A4判の資料が三つほど束ねてあります。

本日、資料4-1を使って主に説明を行おうと思っておりますが、この資料はちょっとA4で作りまして、見えにくいかなという意見をいろいろいただいております。A3に拡大したもの、資料4-1、4-2、4-3とあって、4-1だけA3にそのまま拡大したものがあるので、もし入り用な方がいらっしゃれば、挙手してください。

資料の確認については、以上となります。

【会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

資料2の私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充策について、それでは事務局から、説明をお願いいたします。

【事務局】

子育て施策担当課長より、私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充策について、ご報

告させていただきます。

要旨です。働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の多様な保育ニーズ、さらには主に3歳児以上の保育所待機児童解消に対応できるよう、平日および夏季休業等の長期休業期間を含む開園時間を保育園並みの11時間以上の預かり保育を実施する私立幼稚園数を拡充させるため、新たな運営費などの一部補助を実施するものでございます。

なお、先に区議会が行われまして、この事業についての説明を行いました。区議会では大きくPRするといったような説明を行いました。その後、各幼稚園さんと調整する中で、さまざまなご意見をいただいておりますことから、具体的な収集方法につきましては各園の意向を踏まえ、これも調整してまいりたいと考えております。

現状です。

(1)でございますが、区内私立幼稚園は合計23園でございます。保育園並みの11時間以上の開所時間となっている幼稚園は4園にすぎず、また、うち1園につきましては長期休業期間について未対応の状況でございます。

(2)です。11時間開所となる長時間の預かり保育を実施している幼稚園における保育料をお示ししております。平日5日、毎日利用した場合といった想定ではございますが、月額1万2,000円から2万7,000円まで、幅はございますが、それなりの料金設定がある一方で、幼稚園運営者にとっても、預かり保育の運営コストについては園の持ち出しが生じているといったような状況がございます。

(3)です。北区の保育施設の状況でございます。0歳、1歳、2歳と表がございまして、2歳が1,440名に対して3歳が1,294名ということで、現在も3歳児に進級される際、保育園から幼稚園へ移る方というのも多数いらっしゃるということでございますが、長時間預かり保育を実施する幼稚園がふえれば、2歳児まで保育施設に通われている方々の不安解消などが進むことが大いに期待できると考えております。

新たな補助の概要ですが、区の定める要件において11時間以上の開所を行う幼稚園に対し、運営費補助として、利用園児一人につき100円を支給するものと、また開設準備経費といたしましては、一園当たり、別に幾らかを、一回限りではございますが、助成していきたいといったように考えてございます。

現在、区で行われている預かり保育の運営費の補助につきましては、国と都と区の補助がありますが、一定の開所時間及び一定の利用人数以上の実施について、なかなか事業者の方にインセンティブの働きにくい体系となっていることから、事業者の持ち出し分の解消を含めて、効果があるものと考えております。

最後に、今後の予定です。7月には各私立園に対する実態調査を行っておりまして、今現在、回答の集計作業を行っております。補正予算、この9月に次の議会がありますが、開設準備費につきましては補正予算を提出し、10月には北区ニュースなどによる周知を行い、4月からの運営開始に備えたいと考えております。

【会長】

それでは今の資料に基づくご説明について、ご質問あるいはご意見等がありました

ら、お願いいたします。

【委員】

現状のところの米印のところについて、質問です。11時間以上開園している4園のうち1園は長期休業の期間未対応とありますが、それ以外の8時間未満の11園と、8時間以上11時間未満の8園、合わせて19園については全て長期休業期間も対応済みということなのかどうかという点を、質問させていただければと思います。

というのも、幼稚園に行かせていらっしゃる方でも、パートで、年中や年長になってからパートで少し働きたいという方がよくいらっしゃるのですが、やはり夏休みなどの長期休業の間に保育がない場合というのは、週1回、2回、平日にパートされていても、なかなか夏休みに預かってくれるところがなくなると、その期間だけ保育園に持ち込むというのもなかなか大変だったり、預け先に困っているという話を聞いたりするので、ここの書き振りだと、もしかしたら、ほかは長期休業対応済みということのかなと思念のためちょっと確認させていただければと思いました。

【事務局】

8時間の園、8時間以上11時間未満開所の園ですが、長期休業未対応の園は結構な数があります。北区の約1/4の園は、長期休業期間中未対応といったような状況です。

【委員】

保育園の場合は基本的に働いているという前提条件が入ってくると思いますが、幼稚園の場合は、特に、例えば11時間以上利用する方であっても、特に条件などはなく、申し込めばサービスを受けられるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

幼稚園の預かり保育ですが、確かに保育園の預かり保育の場合については、勤務要件等を精査させていただき、その必要性が認められたお子さんのみを、一定の定員枠を設けて、その方のみ対応しているといったような状況があるのですが、幼稚園につきましては、やはり大きいお子さんが多いので、ある程度、職員の配置等でも融通が利くケースが多いらしく、あまり人数について、当日の受け入れ等については、それほどの制限等を設けていないと聞いております、

【会長】

それでは、先に行きたいと思います。

資料3、報告です。（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための実態把握調査実施状況について。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

【事務局】

子どもの貧困対策に関する支援計画の関係につきましては、7月の子ども・子育て会議の際に、まず検討会の設置ということで報告させていただいたところです。今回はその後の動きというところで、実態調査の実施状況を報告させていただきます。

1の要旨でございます。貧困対策の支援計画の策定に当たりまして、実態把握のための調査を実施しているという旨のほうの記載をさせていただいております。

大きな2番の調査の内容というところでございます。調査内容としましては、大きく三つございます。

大きな一つ目につきましては、まず区民アンケートというところで、北区におけます子どもの貧困の状況を包括的に把握することや、子どもやその家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することを目的に実施しております。

また、こちらは区民アンケートの内容、大きく調査種別ということになっておりますが、四つございます。

一つは、0歳から18歳未満の子どもがいる世帯、無作為抽出で4,000件のほうを抽出させていただいております。こちらのほうは調査のほうをお願いしているところです。

また、調査の二つ目としましては、主にひとり親世帯が受給の対象となっておりますけれども、児童育成手当を受給の方を無作為抽出で2,000件ピックアップしまして、こちらの調査のほうを依頼させていただいております。

また、三つ目、四つ目ですが、こちらは区立の小学校5年生の保護者を対象とした調査と、また5年生本人、児童を対象とした調査を実施しております。こちらの方は区立小学校に通われている5年生の保護者、ご本人の全てのほうに、悉皆ということで、調査をお願いしているというところでございます。

調査時期は、こちらの表の中に記載しておりますが、現在も速報値というところで、まだ内容を現在は分析、集計中ということでございますが、速報で回収数だけご報告できますので、ご報告させていただきますと、0から18歳未満につきましては、お示しのとおり、回収率としては55.3%。また、児童育成手当のほうは778件というところで、回収率が38.9%。また、小学校5年生の保護者の方につきましては1,184件ということで、63.5%。また、小学校5年生の児童につきましては1,466件ということで、78.6%というような形の、速報値の回収状況となっております。また今後、集計を進めていく中で、無効のような回答もあるかもしれないので、そのあたりはちょっと数値として変動する可能性がございますので、ご留意いただければと思います。

また、主な調査項目といたしましては、国が示しています貧困ラインというんでしょうか、貧困層に該当されている世帯がどれくらいいるのかというようなことを把握したいと思っております。その中で世帯の所得水準を何う設問ですとか、また、社会のさまざまな領域で構成員としての立場を喪失してしまう状況にあるという社会的排除と呼ばれるものですか、また、社会の中では当然持っていたり、体験しているだろうと思われることが享受できていない状況というのをはく奪と呼んでいるのですが、はく奪の状況を把握する設問ですとか、また、三つ目としましては、子どもの生活習慣、また学習の状況、家族のかかわりなど、子どもの状況を把握するような設問

ですとか、また、子ども食堂等の居場所の利用の意向ですとか、また学習支援があった場合に利用意向があるか、またその他、必要だと思う支援はどんなものなのかといった、必要な支援に関する意向などを、設問として聞いております。

また、児童育成手当受給者の方につきましては、ひとり親世帯特有の課題ということで、養育費の関係ですとか、また面会交流の実施の状況等についても設問として聞いている状況であります。

また、調査の大きな二つ目ということになりますが、二つ目としましては、施設等の利用者に対してのアンケートのほうを行わせていただいております。こちらは児童養護施設の入所者の方ですとか、また区内の定時制高校へ通う生徒様を対象に、困難を抱えるお子様ですとか、家庭の生活像を把握することを目的としまして、実施させていただいております。

こちらは今、回答を学校様、施設様に取りまとめ等をお願いしている最中ということで、件数の報告がまだできない状況でございます。

また、大きな三つ目といたしましては、支援者ヒアリングということで、こちらは日ごろから困難を抱えている子どもですとか家庭の支援にかかわっています、関係機関ですとか学校関係者、またNPO法人、子ども食堂等に取り組んでおりますNPO法人等に対しましてヒアリングを行いまして、支援している方の立場から見た子どもや家庭の生活像ですとか課題を把握することを目的に実施しております、こちらは19機関、団体のほうに行っております。こちらは今週ぐらいで大体ヒアリングが終わってきて、取りまとめにかかって進んでおります。

大きな3の、検討会の実施状況というところでございます。

7月のご報告の段階では、検討会の設置というところで構成メンバーを報告させていただいたところですが、検討会の中では、その下に、区の課長級職員ですとか学識経験者の方で構成します部会を設置しております。

こちらの部会につきましては、学齢期の子どもですとか青少年への支援についての検討を行います教育学び部会というものと、妊娠期から未就学の子ども、また保護者に対する支援、また社会的養護を必要とする子ども等への支援などについて検討を行います生活支援部会というようなものを設けさせていただいていまして、検討内容というところでお示ししておりますが、こちらに関する内容について、議論を進めさせていただいております。

今後は、現在取り組んでおります実態調査の分析結果等も含めまして、計画書案として取りまとめに取り組んでまいりたいという状況でございます。

大きな4の、今後の予定でございます。

実態調査の結果につきましては9月下旬に取りまとめをする方向で、現在取り組んでおります。また、10月から11月にかけては、検討会また部会を開催させていただきまして、11月に計画案を取りまとめしていくよう進めさせていただきたいと思っております。

また、11月に子ども・子育て会議が予定されておりますので、またそちらの段階でもう少し、きょうはちょっと雑駁な報告内容となっておりますが、もう少し内容に踏み込んだ形のご報告ができるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】

2番の(3)支援者ヒアリングをされているということで、大変素晴らしいことだと思うのですが、これは北区内の団体や機関ですよ。19団体・機関というのはどんなところか、教えていただければと思います。

【事務局】

代表的なところを何点か、ご報告させていただきますと、例えば学校関係ということだと、スクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラー、また区立の教育相談所などにヒアリングを行いました。また、今回の子ども・子育て会議の委員になっていただいています北児童相談所のほうでもヒアリングをさせていただいたり、また社会福祉協議会ですとか、児童養護施設の星美ホーム、また区立の母子生活支援施設ですとか、あとは民生委員・児童委員の会長様方にヒアリングさせていただいたり、フリースクールの東京シュールですとか、また、子ども食堂に取り組んでいるのは、ボランティア団体やNPOの3団体です。あと、区立保育園にさせていただくような状況でございます。

【委員】

回収率で見ると、より貧困層の回収率が悪いのではないのかなという傾向が見られていて、大体こういうアンケートをとると、忙しいとか、余り子どもに対してとか生活に対して積極的でないお家の方ほど出さないから、回答がないのだと思います。そうすると、結果に本来の貧困層が、アンケートの統計上、過小評価されると思うのです。そのためには、一つはどう回収率を貧困層の対象から上げていくのか、あともう一つ、そのような層に対するバイアスというか、補正を統計上でどうしていくのか、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

まず回収率ですけれども、こちらのほうはアンケートをお送りするだけではなく、お礼状というようなものを兼ねた形で、回答の依頼というかはがきを出させていただいて少しでも回収率を上げていこうというのが一つございます。

また、今回の小学校5年生関係につきましては、どうしても回収率を少しでも上げたいということで、区立学校のほうに最大限ご協力いただきまして、まず配付につきましては学校経由で配らせていただき、学校で回収していただいた。また今回、配付期間というか、調査期間が夏休みをどうしてもまたいでしまったという関係がございまして、特に保護者の関係ですと、やはり質問数もなかなか多いというような形もございまして、ちょっと短期間で学校さんに回収いただくというのがなかなか難しいという状況がございまして、学校さんから配っていただいて、回収は郵送という形でやらせていただいたのですが、そういう部分で、やはり小学校5年生の部分というところでは非常に高い回収率を稼げたのかなと思っています。

また、委員がおっしゃったところ、特に困難を抱えている方ほど、そういう部分に

答えないのではないかとということですが、やはり先生がご危惧のところは、児童扶養手当で非常に回収率が低いということにちょっと出てきているのかなど。私も実際にやってみて、数字を見て、ちょっと残念だというのが正直なところでございます。今回の実態調査につきましては、まずそういう部分での生の声を聞きたいということでのアンケートというのもございますし、あとそういう面でのほかの調査というのでしょうか、利用者のアンケートですとか、あと支援にかかわっている方のアンケートの声も合わせることによって、そういう部分で数値的に、答えてもらえなかった部分というのを補足した形で進めていければなというふうに考えているのが、今の状態でございます。

【委員】

大変大切なお仕事だと思って、伺っておりました。子どもがどういう育ちをして、どういうふうに育っていくか。本当にその子だけじゃなくて、その子が親になったときの子育て観にもつながってくる。私もはおかげさまで長く保育園をやっていますから、2代目、3代目という形でお子様をお預かりすると、どうしても、不幸にしてなかなか成長や発達が芳しくなかった子というのがやっぱり出てきてしまう、非常にさみしい思いをすることがあるのですけれども、そういうお子さん、そういうご家庭を一つでも本当に少なくするように、行政の皆さん、また民間の我々もできることをさせていただいて、一人でも、自己肯定感を持って、大きくなっていく子どもたちを導いていただければと、感想を述べさせていただきました。よろしくお願ひします。

【委員】

質問が1件と、意見が1件です。

まず質問ですけれども、調査の内容の(2)施設等利用者アンケートの件で、対象者は保護者も含む利用者ということでよろしいのでしょうか。もし年齢とか枠があれば、もしくはランダムで抽出なのか、教えていただきたいと思ひます。

それから意見ですけれども、実際に私は放課後ひろばで、小学校のほうで働いてまして、やはり子どもの貧困を目にしたり耳にしたりすることが実際にあります。ただ、保護者からすると、スマホを持っている、パソコンを持っているから貧困じゃないというふうに思っている方もいると思うのですが、ネグレクトとか孤食とか居場所がないとか、精神的貧困もかなり大きな問題になっているので、今回のアンケートの中の支援者ヒアリングというのはとても有効だなと思ひまして、ぜひ結果を楽しみに待っています。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

まず利用者アンケートの抽出の方法というようなところですが、こちらは現在、実はプランを立てているときには、例えば子ども食堂を利用している子どもたちとか、あといろんな、ほかにも児童養護施設の対象者、北区の中で児童養護施設の対象とされた方のシェアハウスをやっているところだったり、貧困にかかわるようないろいろなサービスなり施設を利用している方の生の声みたいなものを聞けないかなど

というようなところで検討していたところですが、今の段階で実際にご協力いただけるかといった場合、その施設は人数が少なくて顔が見えちゃうので、なかなか協力できないだとか、例えば子ども食堂の関係ですと、多くが4月から活動を始めているという状況がありまして、今は運営を軌道に乗せるというところの中で、子どもにそういうアンケートをするというのは、団体として協力するのは今はちょっと難しいということで、そういう部分でなかなか思いが、実際アンケートができなかったところもあります。そういうところもありまして、実際にアンケートがとれるようになっているところの一つは児童養護施設入所者の子たちと、あともう一つが区内の定時制高校に通われている生徒さん、こちらの学校さんの協力が得られたので、そちらのほうでアンケートを実施していて、そういう面では二つの対象のところでアンケートを行わせていただくという形になっています。

また、アンケート表の構成としましては、中学生ですとか小学生の部分では、ある程度、特に小学生の部分では、今回5年生の調査をやりますので、そういう面では中学生、高校生という部分のところで意見なり、意見というか実態みたいところが把握できないかなというところで、アンケートのほうはイメージしながらつくっている、そんな状況でございます。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。それでは次に行きたいと思います。

資料4をごらんください。報告、北区子ども・子育て支援計画2015、平成27年度の実績です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日最後の議題になります、北区子ども・子育て支援計画2015の進捗報告についてです。

子ども・子育て支援計画2015の冊子をお持ちいただければということで、事前にご案内させていただきました。皆様、もしお手元にあるようでしたら。事務局のほうにもありますので、例えば初めて今回委員になられた方ですとか。説明の中では特に使わないのですけれども、議事の中で、もし参考にごらんになるような場合があるようでしたら、お配りさせていただきます。

この支援計画でございますが、子ども・子育て支援計画2015でございますが、子ども・子育て支援事業計画といたしまして、こちらの冊子でいいますと第4章にあるもので次世代育成支援行動計画、そして第5章には子ども・子育て支援事業計画という二つの計画がありまして、それぞれ別の法律で規定されているのですが、二つの計画を大きな柱とする一つの計画といったような位置づけになってございます。

まず、子ども・子育て支援事業計画でございます。お配りした資料でございますと、4-1、4-2、4-3でございますが、支援事業計画につきましては、4-3と右上に型番が振られている資料になります。

支援事業計画ですが、構成といたしましては1ページから始まる(1)保育園・認

定こども園の地域型保育の量の見込み等というものと、あと5ページ目から始まります地域子ども・子育て支援事業、5ページ目から始まりますが。この二つに、大きく分けまして、構成が分かれております。

こちらの計画でございますが、平成24年、もちろん委員の皆様方ご存じの方も多いかと思うのですが、平成24年8月の子ども・子育て関連三法の成立に伴い、市町村に策定が義務づけられたもので、市町村は本計画を柱に子育て支援を進めるといった位置づけになっている計画でございます。今回、この資料には27年度の進捗などを記載させていただいたという位置づけでございます。

次に、次世代育成行動計画についてです。こちらにつきましては資料4-2というものをごらんいただけますでしょうか。右上に4-2というのがあります。

こちらは、平成15年7月に成立した次世代育成対策支援法により、次世代育成支援を計画的に進めるため、各自治体に策定が義務づけられました。ただし、法的な位置づけとしましては、さきに述べました子ども・子育て支援事業計画に柱を置くというような扱いになりまして、こちらの次世代育成行動支援計画につきましては任意の取り扱い、策定については任意の取り扱いとなっております。しかし、北区では、次世代育成行動支援を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であるとの判断から、引き続き、子ども・子育て支援計画の中に位置づける形をとっております。

こちらの計画でございますが、施策目標というのが1ページ目にあると思います。家庭の育てる力を支援などといったことで施策目標がありますが、施策目標というのが五つございます。大きな施策目標が五つあり、またそれぞれの施策目標に個別目標というのがございまして、施策目標ごとに3ないし5、3から5の個別目標等がございまして、そういった施策目標、個別目標等でもって体系的に分類されているといったようなことでございます。

二つの計画では、それぞれ取り組みが重複しております。次世代育成行動支援計画のほう、資料4-2のほうの表をごらんいただけますでしょうか。取り組みがそれぞれ重複しておりますが、この中で子ども・子育て支援事業計画にも位置づけがされているものにつきましては、左から2番目にナンバーと書かれている欄があると思うんですが、そちらに二重丸が書かれているものにつきましては、子ども・子育て支援事業計画にも位置づけがある事業です。そして、黒丸がついている事業もございまして、ナンバー欄に黒丸がついているものにつきましては、主要事業という位置づけがありまして、事業によっては見込値、そして計画終了時点における平成31年度の目標というのを定めてございます。各事業とも、おおむね見込みどおりに進捗しているところではございます。

ただ、それぞれいろいろ説明していきたいところですが、次世代育成行動計画の事業数は合計で240事業あります。ちょっと膨大な数に及ぶことから、本日のご報告、説明につきましては、資料4-1に要約版というのをつくりました。

こちらの要約版ですが、子ども・子育て支援事業に位置づけられているものですか、さらには主要事業のうち明らかな数値見込み、目標が立てられておりまして、住民や利用者の増といったことが単純に実績に結びつくようなものではなく、実施主体、行政区からの能動的な働きが実績につながっていくものですか、前回の子ども・子

育て会議の報告の時点から事業に大きく動きが生じたものなどを、要約版として抽出いたしました。

こちらでございますが、表の見方でございます。

一番左側に施策目標の個別目標とありますが、これは施策目標の1番で、そのうちの個別目標1番に属するものといったようなことでの分類でございます。

そして事業名、内容、所管課があります、そして実績がありまして、特記事項にいろいろな動き等について記載を書かせていただいております。

そして、26年度見込み、27年度見込み、31年度の目標ですが、これは平成26年度の途中にこちらの計画をつくったときの、あくまでも目標でございます。あくまでも目標なり見込みでございます。それを書かせていただいたということでございます。

それでは、個々の中身に入らせていただきます。

おおむね見込みどおりの実績があったものにつきましては、説明を割愛させていただきます。この資料4-1というもの、こちらに沿ってご説明させていただきます。

まず、施策目標1、家庭の育てる力の支援です。つまり施策目標1から始まるものが、その分類になるわけですが、1-1のナンバー1、保育所待機児童解消でございますが、こちらにつきましては当計画に掲げる見込みどおりに整備を行いましたが、待機児童が多数発生しておりまして、さらに積極的に進めたいと考えております。平成27年4月1日の状況につきましては、後ほど、子ども・子育て支援事業計画の実績報告により、詳しく説明したいと思います。

すぐ次の2ですね、その下の放課後児童健全育成事業では、今年度と来年度で区直営の学童クラブの時間延長を行うこととしております。

同じく、ちょっと下に行きまして、1-1の17というのが1ページ目の中段の真ん中の下ぐらいにあると思います。病児・病後児保育（施設型）というのがございます。現在、北区では病後児保育を1カ所実施しておりますが、平成29年度より病児保育施設、病後児ではなくて病児保育の施設型を一つ、新たに開設を計画しております。

次に、1-2といった分類の事業に入ります。1-2以降では児童館に関連する事業が多くございます。ここで、児童館全体の配置に関することについて、ちょっとご報告と説明をさせていただきたいと思っております。

平成27年度の実績の欄では区内には全25の児童館がございまして、全25館で実施といったような記載をさせていただいておりますが、27年度末には岩淵児童館が、またこの8月には中里児童館が、そして今年度末には上十条児童館が閉館となる予定でございます。児童館に関連する事業については、このような区の取り扱いがございまして、そういったことを踏まえてご理解くださいますよう、お願いいたします。

次に進みます。

上から4段目、2ページ目の4段目をごらんいただけますでしょうか。妊産婦健康診査でございます。こちらにつきましては、平成28年度から子宮頸がん検診を追加しまして、充実を図っております。

次に、2ページ目の下のほうから子育てアドバイザー事業ということで、施策目標2の子育て家庭を支援する地域づくりといった事業の分類になってまいります。こちらの事業につきましては、民生委員・児童委員、ファミリー・サポート、青少年地区委員会などの、地域にお住まいの区民の方々の力を子育て支援に役立てるといった形の事業などがあります。

説明につきましては、取り上げた事業が少ないので、割愛させていただきます。

次です。施策目標3ですね。

2ページの一番下から始まります、3-1というところから始まるんですが、未来を担う人づくりでございます。3-1、2ページ目の一番下の事業ですね、区立認定こども園の開設というのがございます。前回の当会議で報告いたしました、平成29年4月より区立さくらだこども園が開園の運びとなっております。

次のページ、3ページに行きまして3-2の17、夢サポート教室。そして3-2の18、学力フォローアップ教室です。それぞれ、平成27年度にモデル事業として事業を開始したものでございますが、平成28年度からはそれぞれ全地区、全小学校で実施してまいります。

次です。3ページに行きまして、上から3段目の都会っ子ふれあい農業体験事業でございます。今年度事業を休止しているという扱いにしております。

次です。真ん中のあたりの3-5の3で、放課後子ども総合プランの推進でございます。これまでに15校で実施し、今年度はさらに4校が加わるといったようなところでございます。

次です。施策目標4の特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援に入っております。3ページの真ん中から下のあたり、4というふうに番号が振られていますが、それが、施策目標4に該当する事業でございます。虐待防止の観点やひとり親への支援、生活困窮家庭への支援を行う事業が、この施策体系に含まれてございます。

次です。施策目標5のほうですね。最後の4ページをごらんいただけますでしょうか。安心して子育てと仕事ができる環境づくりでございます。事業数は少ないのですが、区内企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけ、また子どもの父親や祖父母を対象とした講座、講演会などを行っている、そんな事業が並んでおります。

次に、説明が長くなって恐縮でございますが、型番で資料4-3と書かれている、子ども・子育て支援事業計画の実績報告数をごらんいただけますでしょうか。

まず(1)のうち、保育園・認定こども園(保育利用分)地域型保育の量の見込みについてです。

平成27年度は、策定して間もないということもありまして、27年4月1日時点につきましては、計画に定める量というのは達成できたところでございますが、ただ、3ページ目をごらんいただけますでしょうか、見込みと実際ということで、比較させていただいております。

確保方策につきましては、6,655の確保方策を見込んでいたところ、6,655、計画どおりの実績となっております。ただし、利用希望者のところ、見込みと実際をちょっと比較いただければと思うんですが、見込みを589と立てましたが、0

歳につきましては589のところ、実際の保育の利用希望者数は644あったと。1、2歳についても、見込みよりも上回っているということです。3歳から5歳についても上回っている。しかし、3歳から5歳につきましては確保実績、つまり供給と受け入れの枠が実際の利用希望よりも多い状況ができましたので、3歳から5歳についてはおおむね待機児童というのは発生しなかったんですが、低年齢児を中心に、見込みを上回るニーズが発生したということです。

特に利用率の割合ですね、低年齢児につきましては、例えば0歳であれば22.4%を見込んでいたところ、実際は23.6%の需要があった。1、2歳についても47.2%の見込みを立てていたところ、お住まいの方のうち50%が保育園の利用を希望されたといったようなことがあり、ニーズを上回るといったこと。

そして、さらに人口でございますが、これにつきましては全体で比較させてください。1万4,732名の見込みを立てていたところ、実際の人口というのは1万5,000人を超えて1万5,051人ということで、これにつきましても、人口推計で319人、実際は上回ったということ。そのような状況から、待機児童が、この年と言えば160名、そして28年4月につきましても同様に、やはり計画時点の数よりもニーズが多くなり、232名の待機児童をカウントしてしまうことになったといったような状況がございます。

次でございます。（2）につきまして、5ページ、6ページ、7ページにつきましては、先ほどご説明させていただきました支援計画のほうにも位置づけのある事業でございますので、説明は割愛させていただきます、最後の8ページの12と13についてのみ、補足説明をさせていただきます。

12でございます。実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具など、必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業でございます。平成27年度につきまして、北区におきましては実施の可否を含めて検討といったような状況でございました。ただし、一番右の米印のところにも書かせていただいているんですが、今年度から東京都の補助制度を活用しまして事業を実施することで、今、事務を進めているところでございます。

一方で、13番の多様な事業者の参画、参入促進、能力活用事業につきまして、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業になっておりますが、こちらにつきましては、実施の可否を含めて検討という状況についての変化はございません。国からは事業開始しようとする事業者への相談・助言、そして私立の認定こども園さんが特別な支援が必要なお子さんを受け入れる場合に、職員の加算に必要な費用の助成といったような状況がありますが、これまでと同様、北区においては実施の可否を含めて検討という扱いでございます。

【委員】

まず、もう平成26年度と平成27年度は終了しているのに、なぜ見込みと書いてあるのか、教えてください。

それから、資料4-1の2ページ目、2-1の10のファミリー・サポート・セン

ター事業で、数字のところですが、7, 200/人日というのは、どこから数字が出てくるのか。27年度の実績の数の意味がとれなかったなので、教えてください。

それから、3ページの3-2の18、学力フォローアップ教室についてですが、26年度は全小・中学校で推進、28年度も全小・中学校で推進。推進することと実施することの違いについて、ご説明をお願いします。

それから、同じページの真ん中にある3-4の15の心の教育推進委員会というのは、メンバーがどういった方なのか、教えてください。

それから、そのページの一番下ですかね、4-4の4、生活困窮者自立支援事業の中で、平成28年度より生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施するというふうにあるんですが、既に平成25年度から北社協に学習支援事業を委託しているので、それとの違いは何か、教えてください。

【事務局】

私から、まず、なぜ見込みという言葉を使っているのかということですが。これはあくまでも26年度の途中につくった計画においての見込み数だったので、立てた時点での見込み数を参考までに書かせていただいたということです。26年度の途中で、26年度の終わりまでにはこうなるだろう、27年度にはこうなるだろう、31年度にはこういった目標を立てようといったものでございますので、見込みという言葉がそのまま生きているといった形でございます。

【委員】

そうしますと、実際に行った、実施という解釈ですか。平成27年度の見込みというのは実施した数というふうに読んでいいのですか。

【事務局】

27年度の見込みというのは、あくまでも計画を立てた時点での見込みです。それに対して27年度はどうだったのかというのは、27年度実績のほうの欄に書かせていただいております。

【事務局】

ファミリー・サポート・センター事業でございます。

サポート会員600人×年12回の活動で延べ7,200人ということでございます。実際には、27年度の活動回数ですけれども、1万467回、26年度が1万786回ということで、7,200人というか、回というのと同じですけれども、それよりも活動回数は実際には多かったということでございます。

【事務局】

まず、3-2の18、学力フォローアップ教室でございますけれども、28年度は全小学校で実施ということで、今年度が初めての全小学校での実施となります。その隣ですけれども、全小・中学校で実施となっておりますが、中学校というのは、申し

わけございません、間違いでございました。失礼いたしました。全小学校で推進ということですので、今年度、まず全小学校で実施ということですので、その学習内容、指導内容につきまして、今年度、各小学校で精査いたしまして、次年度以降、よりよい内容にしていくということで、推進ということになっております。

それから、3-4の15の心の教育推進委員会の運営のメンバーですけれども、これにつきましては、委員長が教育委員会事務局の振興部長です。そのほか、学校長や北児童相談所長、それから各学校の校・園長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、また自治会連合会の代表の方や地域の代表の方、また民生・児童委員さん、人権擁護委員さん、主任児童委員さん、小学校・中学校のPTA連合会の会長様となっております。

【事務局】

昨年度、生活福祉におりましたので、生活困窮のほうをちょっとお答えさせていただきます。

生活困窮者の事業は、平成27年3月からモデル実施、27年度は本格実施という形で進めていました。社協にお願いいたしましたのは、総合的な相談と、お仕事のこと、それから家計相談のこと、住居確保給付金などについてお願いしました。

学習支援については、28年度からスタートする事業であります。

【委員】

北社協の学習支援・子ども食堂・居場所づくりというページには、受託で、学習支援の事業を北区から受けていると書いてありますよね。これって勘違いなのですか。

【事務局】

今ごらんになっているのは、きょうの資料とは別の資料でしょうか。

【委員】

確認のために北社協のページでの内容です。

委託するというのは、前の会議のときにもおっしゃってましたよね。じゃあ、学習支援は委託していないのでしょうか。

【事務局】

27年度は委託を行っておりません。北社協さんが独自にやっている可能性は否定しませんが、区の委託事業としては、27年度は実施を委託しておりません。

【委員】

ちょっと細かい質問ですけれども、まず資料4-1の1ページ目の1-1の17、病児・病後児保育の件で、平成29年度、病児保育が1カ所開設予定ということですが、開設する場所の名前を教えてくださいということと。

3ページ目の3-3の6、上から3番目、都会っ子ふれあい農業体験事業のところ

で、27年度は受け入れたり派遣したりしているのに、28年度は事業休止ということですが、これは予算的なことなのか、受け入れ先の都合なのか、事情を教えてくださいましたらと思います。

それから、同じページの一番下の、先ほどお話に出た生活困窮者自立支援事業の学習支援事業についてなんですが、これは具体的にどのような支援になるか、教えてください。助成金なのか、それとも人的サポートなのか、わかれば教えてください。

資料4-2は、今日は質問、なしですか。ありますか。資料4-2にもよろしいですか。

同じような細かい質問で恐縮ですが、資料4-2のほうの9ページ目の2-5の18、防犯カメラの設置拡充のところで、現在施行されている学校は赤羽地区の小学校のようにすけれども、これは地区ごとにどんどん展開していくものなのか。あと、28年度実施予定の9校がわかれば、教えてください。

それから、13ページ目の3-3の23、キャリア教育の実施のところで、全区立小・中学校で実施したのは青森県の宿泊を伴う職場体験の実施ということですが、どんな職場体験なのか、わかれば教えてください。

もう一つ意見です。個別目標に対しての見込み、実績ですけど、前のときには矢印とか○×で進捗状況がパッと見てわかったかなという印象があったので、もしそういったちょっと細かいところにさらに入れるのは大変かと思うんですけど、そういった進捗状況の度合いがパッと見てわかる記号なり、何かが入っていると、よりわかりやすいかと思います。

【事務局】

まず最初に、病児・病後児の場所の平成29年度の設置場所でございますけれども、赤羽台の北医療センター、この中で調整を行っているところです。

【事務局】

青森県東通村へ宿泊を伴う職場体験につきましては、浮間中学校の生徒さんが8名参加したものでございます。7月に2泊3日で青森県の東通村というところに行って、行うものでございまして、具体的には2泊3日、民家にホームステイをしたり、また農業や水産業、一次産業の職場体験をいたします。イチゴ農家ですとか、また酪農体験をしたりだとか、または漁業体験ですとか、そういったものをして、職場体験。北区ではなかなか行うことができない職場体験を行うというのが内容になっております。

【事務局】

資料4-2の9ページ、2-5の18の防犯カメラの設置のご質問です。

こちらにつきましては、3カ年かけまして全小学校に導入ということになります。27年度はこちらにお示ししたとおり赤羽地区でしたが、すみません、ちょっときょうは所管課長がいないのではっきりしていないのですけれども、28年度で全小・中学校に導入という形で聞いております。こちらは東京都の補助金を使った事業でございまして、平成26年度から開始しております、平成29年度で全小学校に導入を

完了するということをごさいます。

【事務局】

資料4-1の3-3の6、都会っ子ふれあい農業体験事業です。

これにつきましては酒田市と、それから北区の場所を変えています。それと、北区の場合は青少年の地区委員会が中心になりますが、その地区も変えています。それで長年やってきているのですけれども、酒田市のほうから、やり方の見直しをという話をごさいます、今は休止しています。来年度もちょっと厳しいような状況かと聞いています。

北区としてはできるだけ早く再開できればと考えています。

【事務局】

学習支援のところの質問をもう一度お願いします。

【委員】

学習支援が人的支援なのか、それとも助成金などのお金のサポートなのか、具体的な支援内容がわかれば。

3ページの4-4の4です。3ページの一番下のところ、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業、28年度より実施というふうに書いてあるところです。

【委員】

子どもの貧困の関係でいろいろ話を伺っていて、わかる範囲で回答ですが、生活福祉課のほうから社協さんをお願いしている学習支援事業なのですが、基本的にはボランティア団体さんとかに学習支援に取り組んでもらうような形で、コーディネート支援ですとか、そういった立ち上げでの支援とか、そのような形で取り組んでいて、学習支援に取り組んでいただく団体をふやしていこうと。そのような形の取り組みになっていますので、そういう面からすると、取り組み団体による人的支援というんでしょうか、そのような形の取り組みになります。

【事務局】

最後にご意見をいただいた点ですが、表の見せ方で、例えば上の矢印とか。私どもも、確かに視覚的には非常にわかりやすい資料ではありましたが、誤解を招くようなところもございました。

この事業について、我々のほうとしても継続するののかということは、今日の意見なども踏まえて、さまざまに評価し、また別の機会に報告する必要があるのかなと思っております。そういった矢印による見せ方は確かにわかりやすいのですが、例えば来年度も継続するとか、もっと力を入れてやっていくとか、そのような記載になってくるのかなと、今のところは考えております。

【委員】

毎年、私は申し上げているのだけど、延長保育、区立の直営保育園、全園でやるという方法はないのですか。27年度ベースで考えたときに、19園の直営保育園で延長保育を実施されていないと思います。今は、それぞれの地域ごとに延長保育を、お仕事の関係で希望する方が増えてきて、電車に乗って延長保育をやっている保育園に入園希望を出されている方も、私どもで言うと何名かいらっしゃいます。

利便性ということを考えると、またそれによって地域の自分の住んでいるまちの中の保育園に入れなくなってしまう、要するに地域の保育園に入れないということは、よその地域に入りますでしょう。そうすると小学校へ上がるときに区域外の地域から学区域、自分の住んでいる地域の小学校に上がるということが、子どもの、私は成長発達とか接続に関して、少なからず影響があるのではと思っています。

もう一つ、これは個人的な思いですけれども、公立も私立も同じような仕事をしていかなきゃいけないと思っています。公立は、直営はやらない、私立はやりますというふうなところが、考え方が根本的に間違っていると思うので、その辺のことを、見解をちょっと、どういうふうになっているのか、お尋ねしたい。毎年聞いていることだと思いますけど。

それともう一つ、小学校の直営の学童保育クラブで時間延長ということを知って、ここに書かれていますけれども、何時までお預かりするのか。延長して何時になるのかということが、ちょっと気になっています。

それはやっぱり私ども、延長保育で7時までというのが概ねで、1時間延長して7時まで子どもを預かっている。それが1年生になったときに、小学校へ上がって、小学校の放課後プランで6時で帰ってくる。お父さん、お母さんのお仕事のうまく調整がつく場合とつかない場合が出てきている。小学校低学年児の二重保育というようなことも、何回か伺ったことがあるので、その辺のことも解決して差し上げることが、やっぱり親御さんの就労支援というふうな立場で、必要なんじゃないかなというふうに思っています。

また逆に、子どもの成長発達ということを考えたときに、そんなに長い時間、親御さんと離れて過ごすのはよろしくないというふうな考え方があるんでしたら、私どもの保育園の園長会のほう、保育会の考え方を精査する必要があるかというふうに考えています。

【事務局】

この間、保育園における延長保育でさまざまな意見を、長年にわたってご意見をいただいております。必ずしも私立の全ての保育園が延長保育をやっていて、公立保育園は、取り組み自体は少ないかと思えます。この間は、エリアの需要などを見てといったお答えをしているところかもしれません。こういったところは、働き方が変わってきている、朝夕保育も増えてきているというところで、今後の大きな検討課題だと感じます。

一方で、この間、特に今年度は公立保育園、特に直営保育園を中心とした待機児解消にかなり力を割いて、また人的な部分もそこに割いて対応させていただいたところでは。そういったところから、延長保育につきましても、少なからず人的な資源の振

り分けというところもございまして、少なくとも今年度については延長というよりも受け入れ人数の拡大に力を入れているところです。

引き続きの検討課題と考えてございます。

【事務局】

学童クラブの時間延長ですが、夜7時まで延長しております。大体2割程度の児童の方が登録しているという現状がございます。

【委員】

私立保育園で全園はやっていないと。確かに小規模園はやっていないのです。ただ、保育課が指定管理のプロポーザルをかけるときに、7時までの延長保育をやってくださいということが必要条件に入っているということは、延長保育の必要性を認めてらっしゃるということです。区の政策で延長保育を進めているのに、区の直営の保育園が全園でやらないというのはどういうわけか、ちょっと最近は怒りを覚えて、いろいろ考えているのですが、その辺のことを、考え方を見直していかないと、こういうふうなことをやっても進んでいかないと、私は思っています。

前の課長のときも言ったし、その前の課長のときも私はこの席で申し上げていると思うのだけれども、やっぱり公・私立ともに一緒になって一つの、保育行政なら保育行政、教育行政なら教育行政を進めていくような姿勢をもっていかないといけないと思っておりますので、その辺のことも含めて、よろしく願いいたします。

【事務局】

今、保育園でいただきましたように、保育行政の向かっていく先はお子様の保育の質の充実ということでございますので、ご意見をいただいたことも踏まえて、今後検討していきたいというふうに思っております。

【委員】

質問1点と、あとは要望です。

まず質問のほうが、3-2の18の学力フォローアップ教室ですけれども、3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施ということで、全小学校で実施される予定になっているということですが、これは例えば算数とか何か、特定の強化の補充教室なのかどうかという点と、あとは今も例えば算数であれば、3年生ぐらいから少人数で、学力の進度に合わせてクラスを分けているかと思うのですが、それとは別に、例えば学力補充教室というのは授業の間に分けてやるのか、それとも何か課外でやってらっしゃるのか。実際どういった形でフォローアップ教室をされていらっしゃるのか、お話を伺えればと思いました。

あと、ほかはちょっと要望という形になるのですが、1-1の2の放課後児童、学童クラブですね、それにつきまして、昨年度から4年生から6年生の特例利用制度を開始されて、とても大きな一歩としてありがたく感じているのですが、前にも一度、ちょっとお話をさせていただいたんですけれども、4年生から6年生の

特例利用について、特に5年生と6年生に関しては要件がかなり厳しくなっておりまして、実際、27年度実績を拝見いたしましたところ、4年生から6年生の登録児童数が219人ということで、実際に高学年になってきて利用は不要だと考えていらっしゃるご家庭もいるのかもしれないですけれども、やはり5年生、6年生の要件がかなり厳しくなっている点も、登録児童数が少ない要因なんではないかと思うので、ちょっと実績を踏まえまして、5年生、6年生の要件、週3以上利用しなければいけないですとか、夏休みだけの利用はできないといった、幾つかの要件を緩和することを早急に検討していただけたらと思います。

あと、学童クラブの育成時間のほうが延長されるということで、この点も大変ありがたく感じているのですけれども、今後できれば早朝保育、早朝の学童クラブの延長というものも早目に検討していただければと思います。

といいますのも、近くの学童ですと、やはり8時45分からしか開設がない場合など、平日はもちろん一人でお留守番しているお子さんもいらっしゃいますし、あと長期休暇の間も保育園は7時15分から開設してされているにもかかわらず、小学校の学童がもっとより遅い時間からの開設となりますと、小学校1年生、2年生の保護者の方で、子どもをお留守番させて、一人で鍵を閉めて学童に行かせるということに大変不安を感じていらっしゃる方や、実際、お子さんも一人でお留守番してから行くということで、大変不安を感じていらっしゃるお子さんの声も聞きますので、こういった延長保育を拡充する際に、早朝についても、平日、あと長期休暇、いずれにしても検討していただければと思います。

あともう一点、要望ばかりで恐縮ですが、3-5の3の放課後子ども総合プラン、わくわく広場の推進です。先ほど私立幼稚園の延長保育の拡充の話もあったかと思うのですが、幼稚園に行かれています方でパートなどでお仕事をされていらっしゃる方が小学生になったときに、学童に入れるぐらいの要件で働いていらっしゃる方であればいいと思います。やはり週に2日、3日、それも短時間で働いていらっしゃる方が小学校に上がった途端に、預け先がないということで、放課後クラブが開設されている学校があればいいのですが、やはり31年度までに全ての学校で実施されるということで、まだそれまで2年、3年の間に、サービスを受けられる学校と受けられない学校があるという形になってしまうと思います。代替策、例えば児童館で保護者の方が何か用事がある場合には、許可をとればランドセルのまま児童館で預かってくれるという制度ですとか、子どもがお弁当を持って児童館で食べさせてもらえるという形。例えば就労、お仕事をされていない方でも、わくわく広場と同じようなサービスを代替的に児童館などで提供していただければ助かる方も多いのかなと思うので、31年度までの間のサービスの提供についても、ちょっと検討していただければなと思います。お願いいたします。

【事務局】

3-2の18の学力フォローアップ教室についてのご質問にお答えいたします。

まず内容ですけれども、これにつきましては算数と国語になっております。どうしてかという、やはり比較的ほかの教科に比べて積み重ねが必要な教科ということで

ございます。

それから、全部のお子さんを対象にしているわけではなくて、ふだんの授業の中でつまずきが多いといいますか、つまずく課題のあるお子さんに声をかけております。回数的には週に1回行っておりまして、放課後の時間に1時間程度で行っております。また、ふだんの授業の中で算数については少人数のクラスで習熟度別できめ細かく行っているんですが、行っても、やはり授業の中だけでは十分定着しないお子さんもおりまして、つまずいているお子さんもおりますものですから、そういったお子さんに声をかけて、つまずきを解消するために行っている事業でございます。

【委員】

資料4-1の1-1の2の学童クラブの話になります。

先ほどの話を助長するところがあると思うのですが、今7時まで延長ということで、非常に利用している保護者としてはありがたい話でございます。

これとは別に、また夏休み中は8時45分からの受け入れとなっております。これは始業の時間を一概に決めることはできないと思うのですが、大体9時始業というお父さん、お母さんが多いのではないかなと考えています。8時半始業、10時始業というところでも、8時45分に子どもを預けて、それからどうやったら職場まで15分で着けるやら、難しいところも、これは区に限った話かもしれませんが、かなり難しいところで。実はかなりの数のお母さんが、フレックスを使ったり、勤務時間をずらしたり、またちょっと極端な話ではあるのですが、もうちょっと近いところに職を変えるというお母さんの話も聞いたことがございます。

また、保育園で、来年度から1年生に入るような母さん方の話を聞きますと、保育園と学童クラブの運営時間が余りにも違い過ぎる部分があって、来年からどうしようかと悩んでいるお母さん、お父さんの話をよく聞きます。

できれば、夏休みなんかの長期休業中の受け入れのスタート時間を、保育園並みとは申し上げませんが、もう少し早くしていただけると、お父さん、お母さん方の就労支援ということに非常に役立つのではないかと考えております。

小1の壁なんていうふうに言われているのですけれども、待機児童とか子どもの貧困に比べると、メディアとかでフォーカスされることが非常に少ないのですけれども、自分が1年生の親になってみて、一番ぶつかった大きな壁でございました。

この辺をぜひ引き続き、就労支援という部分で、時間の延長をお願いしたいところでございます。

【事務局】

確かに学童クラブを使っている保護者の方からは、夜の延長とともに、早朝も早くしてほしいという声を随分いただいております。そうした中で確かに、保育園みたいな時間ではできませんが、今回、夜を1時間延長するのに合わせて、朝についても8時15分からということで、時間を30分早めてございます。そうした中で、来年度から全学童クラブについて夜7時まで、長期休業中の朝は、8時15分から開所といった形で、少しでも保護者のニーズに応えていきたいと考えているところでござい

ます。

【委員】

今のお答えに補足させていただきたいと思いますが、来年度からは、一部を除いた学童クラブが早朝 8 時 15 分から実施になります。一部の学童クラブが、従来型の 8 時 45 分からの開始になっています。

あと、お昼のお弁当についてなんですが、もう既にランチタイムとして受け入れをしているところもありますので、近くの児童館が利用できるか、お問い合わせして確認させていただきたいと思います。それぞれの館の事情や、規模や異なりますので、受け入れるに当たり、制限がある場合もあります。お弁当を持参し、登録していないお子さんも受け入れる場合もあります。

それからランドセル登館についても、以前保護者の方から学校の P T A の会合があるので、きょうだけ直接登館することをお願いしたいというお話を伺ったことがありますが、現在制度としてランドセル登館はありません。保護者の方ときちんとお話をさせていただき、受け入れができるかどうかを確認しました。ランドセルは、できれば保護者の方に預かっていただくのが一番良いです。というのは、やはり寄り道となってしまうので、保護者の方と館がきちんと了解し合うことが必要です。これも各児童館に確認というか、聞いてみてください。

あともう一つ、これは私の意見なのですが、これから延長、早朝の育成時間が拡大されます。しかし学童クラブの子どもたちの成長を見ていると、時間拡大が必要だという視点は、保護者の方たちの安心、安全保障というところではとてもよく理解できます。ただ、子どもたちの視点とは少しずれてしまうなというところがあるのを、理解させていただきたいと思います。

やはり成長、発達が順調な場合は、学童クラブ室の中だけでおさまらない、もっと自由に遊びたいという子どもたちもいます。私たち職員も受け入れるときには、きちんとそれを保護者の方と、学童クラブの職員とで話をしていますが、親子双方の思いのズレを調整するために、例えばですが週 1 回だけ子どもの意見を取り入れて自由に見てみましょうとか、保護者が子どもたちの放課後が心配だから学童クラブに来てほしいんだよと、きちんと子どもたちにも理解してもらい受け入れています。お子さんを預かるにあたり、保護者の方の安心安全の保障や就労支援と合わせて、子どもたちが自由に過ごすことや遊ぶ権利を保障することも少し理解していただけると子どもの気持ちを代弁しありがたいなと思います。

【委員】

北医療センターさんのご努力で病児保育がとうとうスタートするというのは、とても大きな第一歩だと思うんですけども、今のところ何床の受け入れが始まるか、もし決まっていれば教えていただきたいのと、あと受け入れ要件ですね、そういう話がかなり決まっていらっしゃるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

【事務局】

受け入れ施設とは今調整している最中でございます。病院サイドのほうの病児の受け入れを兼ねたいということ、また細かい話でいけばコスト的な部分も勘案して、今調整をとっているということです。

受け入れる要件ですけれども、基本的には国が定めている要件で、診断を受けて、病中であって、集団保育が難しいという方という形になります。その中でも、病院内に設置されておりますので、入院介護などが必要だといった方については当然そちらが優先される。そういったところまではいっていないけれども、集団生活、集団保育は難しいだろうといった方が対象となる。大きなくくりはそういうふう考えています。

【委員】

まだ、2床とか4床とかまでは、余り。多分そんなに多くとられないというような話をちらっと聞いたのですが。

【事務局】

今、先生から指摘があったように、一桁の中で、何十床といったものではない。現状からいきましても、多分そこまでの人数を埋めて、人的な手配もあるものですから、かなり、コスト的にも見合いがとれる範囲というふうな形で今、協議しているところでございます。

【委員】

1-3の1、「ママパパ学級・パパになるための半日コース」という事業ですが、28年度名称変更で、「はぴママ学級」と書いてあるのですが、「ママパパ学級」と「パパになるための半日コース」の二つを合わせて、「はぴママ学級」になるのかどうか、教えてください。

それから、「ママパパ学級」、要するに「ママ」と「パパ」と書いてあるのに、そこから「パパ」が外れるのですよね。何で「パパ」が外れるのかなというのが疑問です。両方ついたほうがいいし、パパだけでも出やすいのは、「パパ」も入っているほうがいいのではないかと、私は思います。

それから、最後の4ページ目の5-2の2の「アドバイザー派遣制度」の推進事業についてなんですが、27年度は1件あったということですが、1件でもあるのはすばらしいと思うのですが、「1年度は5件ぐらいにしたいという目標があるので、今後これを増やすためにはどのようにPRしていかれる予定があるのかということと、企業に出向いてどのようなアドバイスをされているのか、教えてください。

【事務局】

ママパパ学級・パパになるための半日コースの1-3の1についてです。

名称変更させていただきましたのは、ママパパ学級が、はぴママ学級ということで、確かに27年度までママパパ学級ということで、お父さん、お母さんの学級ということで実施させていただいたところです。利用者のご意見をいただきますと、ママ同士

の交流をより深めていきたいというようなご意見を頂戴いたしまして、28年度からはぴママ学級ということで、ママを主体とした学級に訂正させていただいたところです。パパにつきましては、引き続きパパになるための半日コース、こちらのほうを継続して、実施させていただくものでございます。

【事務局】

資料4 ページの5-2の2のアドバイザー派遣制度の推進事業でございますけれども、これについてはなかなかちょっとご利用がなかった事業でございますが、27年度につきましてはアドバイザー派遣の、推進企業制度、一段上の5-2の1でございますけれども、これを推進、認定するに当たっての手續について、アドバイザー派遣を使うことができるのだということでご紹介しまして、ご利用いただいたところでございます。5-2の1、5-2の2、あわせてなかなか応募というか、手を挙げていただく件数が少ないものでございますので、区内の関係団体、法人会さんですとか商工会議所さんのご協力を得まして、足しげく、こちらのほうから営業をかけるような形で件数を増やしていきたいな思っております。

【委員】

まず質問ですけれども、資料4-1の1ページ、1-1の4の子どもショートステイ事業で、実績のところ、利用条件があるため実際の利用は延べ48日というふうに記載があるのですが、実際にはもっと申し込みがあったけれども、利用条件に一致しなかった結果、実際に利用で来た方が延べ48日ということでしょうかというのが、質問です。

2件目は、最初のご説明のところ、児童館が三つ閉館になりましたというお話があったと思うのですが、閉館してしまった理由は何でしょうか。北区は子どもの人数がふえているので、児童館のニーズも高いかなと思っていたので、閉館が続いている気がしたので、ちょっと気になりました。

あと、病児保育のところ、今は結構、企業の在宅勤務、テレワークで家にいながら仕事ができるなんていうようなものが進んできていると思うので、例えば子どもが病気であっても、2、3時間、自宅に来てくれて、母親もいて、体調が悪い子どももいて、それを看てくれる人に来てもらえるだけで、実際に子どもをそういう施設に預けなくても仕事を進められるという状況もあると思うんですけれども。子どもが病気になったときの事業として、病児保育の施設型以外に、人を派遣していただけたらとか、別のアプローチで何か検討中のものがあれば、教えてください。

【事務局】

子どもショートステイのお話でございますが、ここにも書かせていただいたように、保護者が病気、それから出産や出張等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合というような要件があります。そのときに、旅行に行くとか、そのようなことであると、やはりこの要件には合いませんので、そういうことにつきまし

てはお断りしているということで、おっしゃったとおりでございます。

【事務局】

児童館が北区に25館あったとき、その児童館の主たる利用者の半数以上は、小学生の方が利用してございました。そうした中で、放課後子ども総合クラブ、わくわく広場という言い方をしていますが、平成24年度に東十条小学校に入って以来、毎年度4、5校ずつ小学校に導入しておりまして、小学生の居場所が、放課後でも小学校の中に確保されているといった流れになっております。

そうした中で、北区の児童館をどうしていこうかということで、事業計画、一つは乳幼児の主たる居場所である子どもセンターにしていこうと。また、ティーンズセンターにしていこうと。それとあわせて、やはり周辺の児童館と統合していく、そういった部分も必要になってまいりました。そうした中で、わくわく広場が各小学校に入って行くのに合わせて、子どもセンターにしていこう児童館、それから先ほど三つ出てまいりましたのは、こういった形で周辺の児童館と統合していく児童館が出てきた。そういった流れで、現在は今、児童館ごとに、北区の中で再編が進んでいるという状況でございます。

【事務局】

次に、病児保育の施設型の新たな展開ということでございますけれども、そちらの資料でいきますと1-1の18、病児・病後児保育の利用料金助成型というサービスがあります。具体的には家にベビーシッターさんに来ていただく、このときの費用の一部助成を行う制度でございます。現在のところ、テレワークかどうかに限らず、保育者がいるところまでサービスは拡大、保育者がいるんですけれども、何らかの理由で家にベビーシッターさんをお呼びといたるところまでは対応していないところですが、病児・病後児保育の利用料金助成型サービスで、利用いただくことは可能です。

【委員】

こういった会議の場ですと、親目線の意見がつつい多く、いろいろ、自分も含めて話になりがちかなと思うんですが、そもそも子ども・子育て支援計画2015の基本理念というのは「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」で、基本的な視点は子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指すということで、あくまでも主役は子どもです。

やっぱり昨今、子どもの自殺率がすごく高いということで、子どもたちが自己肯定感を持って生活できるよう、親の便利なサービスだけではなくて、子どもによる、例えば自発的な活動ですとか、子どもが主役になったものが、なかなか数字とか事業に上げにくいと思うんですけれども、子育てするなら北区、プラス、子どもの人権、子どもの最善の利益を大事にしている北区というのをぜひメインに据えて、この計画を大きなところから、みんなで見ていければなと思います。

【会長】

今、委員が言ってくださったことは本当に子ども・子育て会で最初から何度も出てきたことで、そういう理念、目標を大事にしようというところが、この会議の非常にすばらしいところだと思っています。

【委員】

最近、10代の若者、未成年を含む、ポルノ被害とかリベンジポルノ被害とか、さまざまな相談に応じている民間の団体の方にお話を聞く機会がありまして、非常にびっくりしたのは、18歳未満のお子さん、女の子も男の子も含めてですが、デートDVやリベンジポルノ被害というのはよく言われているのですが、それプラス商業ベースでのポルノ被害に遭っている方が少なくないということですね。巧妙に業者に騙されて、カラオケの部屋に連れていかれたり、「ちょっと写真を撮ろうか」、「芸能プロダクションだよ」と言いながら連れて行って、実はいかがわしい写真を無理やり撮らせて、それを撮らないと帰さないみたいな、脅迫じみたようなことが起こっていて、そういう相談を受けた団体の方は弁護士さんをお願いして、そういう業者の摘発なんかに動いているのですが、なかなか業者を摘発しても、また違うところで騙そうと思っている人はいっぱいいるわけで。

結局どうしたらそういうことを防げるかということ、予防教育が非常に大事だということで、大人がそういう法制度の整備、業者を罰する法律とか、出回ってしまって作品にされてしまったようなものを買い求めることへの罰則をつくるとか、そういうことももちろん有効ですが、子どもがそういう被害に遭わないためには、早いうちからの予防教育がぜひとも必要だというお話を伺って、例えば人権の授業ですとか、情報リテラシーの授業ですとか、そういった範囲内で、ぜひとも全ての子どもがそういった被害に遭わないような予防教育を考えていただければいいなというふうに思っています。お願いいたします。

【事務局】

ただいま委員のほうからご指摘いただきましたとおり、非常に小・中学生を対象にしたといったらあれですけども、性犯罪とか、危ない、危険な行為ということに巻き込まれるケースというのがふえております。そういったことをこちらのほうでも把握しておりまして、さまざまな形でセーフティー教室ですとか、また各学校におきまして全体集会の中でそういった犯罪の具体的な例を挙げて、そういった犯罪に巻き込まれないような、そういった指導も具体的にしているところでございます。また、リテラシーの教育、人権の教育という中で、今あった具体的な状況等も例に挙げながら進めているところでございます。

昨年度、よく犯罪に巻き込まれるきっかけになるスマートフォンの使い方について、PTA連合会のほうでも話題になりまして、子どもたちに、特に中学生と小学校4、5、6年生ですね、スマートフォンの使い方についてのリーフレット等を配付して、学校のほうで使い方等についても考えていただいたということをしております。

今後も、今ご意見をいただきましたとおり、そういった犯罪とかに巻き込まれないように、具体的に指導を進めてまいりたいと思います。

【会長】

資料4-1にも出ているのですが、資料4-2のほうでいいますと、7ページです。2-4の3、ティーンズセンターについて、ちょっと伺いたいののですが、2-4の3はティーンズセンターや児童館等、専門研修を職員に対して行うということで、黒丸がついています。

合わせて、飛びますが、15ページをめくっていただきまして、3-5の2、これはティーンズセンターの設置ということで、まさにティーンズセンターを置くということです。これは黒丸がついています。黒丸というのは主要事業というふうに書いてあります。

私は、子ども・子育て会議といいますが、就学前の子ども、あるいは小学生などの子どものことがよく出てくるのですが、やはり高齢といいますが、年上の中・高校生の問題も非常に大事だと思ひまして、ティーンズセンターに以前から注目しているのですが、ちょっと聞いたところによりますと、利用者の数が少ないということ伺いました。15ページの3-5の2に、27年度にモデル事業を実施して検証と書いてあります。ですので、ちょっと伺いたいののは、検証したということであれば、何か特徴的なことが出てきたのかどうか。それから、今は利用者が少ないということですけど、例えば何か、わかる範囲で結構ですが、事情とか理由とか、そういうのがあるのかどうか。その辺をちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

【事務局】

浮間のティーンズセンターでモデル実施を行いまして、28年2月にモデル実施報告書をまとめさせていただいております。その中で子どもセンターとティーンズセンター、両方ともまとめているのですが、やはりどちらかというとティーンズセンターについて、多くの課題をそういうことでまとめております。

特にそこに課題で出たのが、やはり施設面のことです。特に浮間児童館自体、規模が大きい児童館ではない中で、うまく工夫して行っているという形です。例えば乳幼児の親子と中・高生の世代が同じスペースを仕切って活動している。そういった部分で非常に工夫があって、自然な形で互いに交流できている。非常に前向きな部分、こういった部分が強く出てございます。ただ、その一方で、例えば高校生の利用については一日平均0.4人とといった結果が出てございます。そうした中で、やはり分析結果の中では、高校生の施設利用に対するニーズに合っていないことが考えられるといった結果が、ここでは書かれてございます。

こうした中で、やはりティーンズセンターの配置については、高校生にとっても魅力的な施設及び運営体制の検討を引き続き行っていきますといった形で、この報告書をまとめさせていただきました。

今現在ティーンズセンターを行っていますが、今年度に入って非常に利用はふえております。自分もティーンズセンターを見に行くと、正直、小学生から中・高生の方まで一緒に遊んでいる風景とかがあって、一つの目指している形に近いものがあるのですが、やはり来ている方が固定しているのは事実かなと思っています。

こうした中で、やはり北区の児童館25館を見ても、まちの交流館みたいなものは別として、施設面では非常に、中・高生が本当に思い切り遊ぶには、かなり施設面で脆弱な部分等々がございます。こうした現状の中で、正直、こういった形で今ある施設をティーンズセンターに移行していけばいいのか、そのことが一番大きな課題になっております。

浮間につきましては、今後、新たに浮間中学校の中に入ってまいります。そうすると、今までと違った形で、学校施設も有効に使って、かなり広いスペースを活用できるティーンズセンターができ上がる。一方、施設面の充実とともに、こういったプログラムが必要か、もう少々、検討が必要かなというのが現状でございます。

【会長】

以前、私が他の区のところを見せてもらいましたら、中・高校生的人数は、今おっしゃったような、何というのでしょうか、若い子が小さな子と交流するというよりは、ロックバンドの練習ができるとか、そういう、やはりまちの施設を使うとお金がかかるので、お金をかけないで公的な施設を使って、ふだんできない、やっぱりバンドの練習というのは音がでますから、ほかのところではできないわけで、そういうものを望んでいる、大変そこが好評であるということを知りましたので、中・高校生が今、何をしたいのか、どういうことを求めているのかというのを検討していただくとありがたいなと思いました。

【委員】

少し補足になりますが、以前志茂子ども交流館に勤務していたので、その経験から報告させていただきたいのですが。

やはり高校生は音楽活動、それと広いプレイホールがある志茂子ども交流館はバスケットボードがあるので、バスケットを目的に来館するという子どもたちが多くいました。中・高生はふらっときて遊ぶお子さんもいましたが、目的を持って何かをしに来るという利用が多いと思います。浮間は、地域的なこともあり中学生の利用が多いと聞いています。今まで児童館として利用していたお子さんが、そのまま進級しても利用するケースが多く、またティーンズセンターになり利用の対象が、今までの小学生と一緒に同じ場所を共有して遊ぶということではなくて、自分たちのための空間という受け止め方での利用になっています。

また、中学校が今は部活動を生徒にきちんと奨励し、参加することを指導しているため、クラブ活動が終わってからティーンズセンターあるいは児童館に来るには、帰宅してから利用するには時間的に難しいということもあります。本当はいけないのですが、試験勉強の前、学校が早目に終わるといったときには結構利用があり、生徒達に「大丈夫なの」と、声をかけたこともあります。

【会長】

そろそろ時間も迫っておりますけれども、いかがでしょうか。どうしてもこれだけは言っておきたいという方はいらっしゃいますでしょうか。

【会長】

それでは、事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

【事務局】

今回は第16回になります。11月7日、月曜日の同じ6時半から、同じ会場を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

それでは最後に、副会長からご挨拶をお願いします。

【副会長】

本当に多岐にわたる議論をありがとうございました。こんなに貴重なご意見がたくさん出て、やはり事業を見直す際に家庭の役割とか、行政で対応できることとか、先ほど子どもの視点に立ってというお話もありましたし、子どもの自立とともにニーズが変わってくるという、先ほどのティーンズセンターの話などを伺いますと、やはり子育てするなら北区という重みですね、子育て環境を整えていくということもすごく大事な事だなというふうに思って、地域ぐるみでという、そういうものを、こういった子ども・子育て会議の中でお知恵を出し合いながら、子育て環境を整えていくということが大事かなという。天候が気になりながらも、改めて考えることができたというふうに思っております。

きょうは皆さん、本当に足元の悪い中ありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、本日の会議はこれにて閉会にいたします。